

八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市社会福祉審議会条例(平成26年八王子市条例30号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき設置する、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会(以下「専門分科会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門分科会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険被保険者 2人以内
 - (2) 地域団体の代表者 2人
 - (3) 高齢者団体の代表者 1人
 - (4) 福祉関係者 2人以内
 - (5) 保健医療関係者 3人以内
 - (6) 介護サービスを提供する事業者 3人以内
 - (7) 介護保険料額を負担する事業主 1人
 - (8) 学識経験を有する者 1人
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門分科会に臨時委員を置くことができる。
- 3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 専門分科会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 専門分科会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 専門分科会の副会長は、会長が指名する。
- 4 専門分科会の副会長は、条例第6条第5項に基づき、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 条例第7条第2項に基づき設置する部会は次のとおりとする。

- (1) 高齢者あんしん相談センター運営部会
- (2) 高齢者施設整備審査部会
- (3) 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会

(欠席届)

第5条 委員は、専門分科会に出席できないときは、会議の前日までに会長に届け出なければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときはこの限りではない。

(委員の除斥)

第6条 委員及び臨時委員は、本人又は本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することはできない。

(会議録)

第7条 会長は、事務局をして会議録を調製し、出席委員の氏名を記載させなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が専門分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。